

## － 保険会社に対する国際的な規制・監督の動向 －

### 1. はじめに

2008年9月のリーマンショックは、金融システムに混乱をもたらし、実体経済に重大な影響を与え、巨大な金融機関の破綻がもたらすシステムリスク<sup>1</sup>を露呈させた。リーマンと同時期に破綻に瀕していたAIGは、システムリスクを回避するために公的資金が投入されることとなった。このため、銀行だけでなく保険会社もシステムリスクを引き起こす可能性があるという見方がされることとなった。

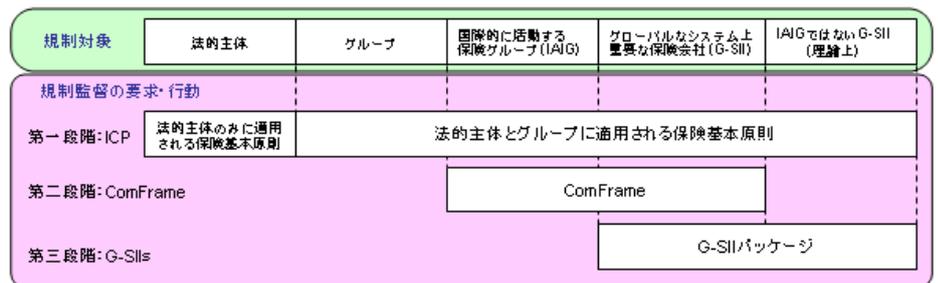
金融市場の混乱が世界的な経済危機に発展したことから、G20首脳会合等で金融危機防止のために国際的な金融規制改革の論議がおこなわれることになった。金融規制の枠組みは、金融安定理事会（FSB）<sup>2</sup>が中心となり、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）や保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）で検討されている。

銀行業界には、国際的に活動する銀行の自己資本・流動性を規制するためバーゼルⅢの導入が決定された。さらに、システムリスクを引き起こしうる「グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）<sup>3</sup>」（当初29グループ。邦銀は、三菱UFJ、三井住友、みずほの3グループ）が選定され、これらに対するバーゼルⅢの自己資本の上乗せ規制が決定<sup>4</sup>。また、公的資金によらない破綻処理の枠組みが議論されている。

### 2. 保険会社に対する規制

＜図表1＞3段階での国際的な保険会社への規制・監督

IAISの規制体系は三段階となっている（＜図表1＞参照）。IAISは、まず、その国際基準の根幹である保険基本原則（Insurance Core Principles：ICP）を改定し、2011年10月に採択した。ここで、AIG問題など金融危機を教訓として、保険会社のリスク管理・企業統治、グループ管理体制などの強化を挙げ、従来（2003年）のICPを強化・再構成している。



（出典）IAIS資料より損保ジャパン総研作成

また、従来のICPには国際的に活動する保険会社に対する規制・監督が定められておらず、金融危機時に効果的な規制・監督が行われなかったという反省から、「国際的に活動する保険グループ（International Active Insurance Groups：IAIG）」を定め、「IAIGを監督するための共通の枠組み（ComFrame）」の策定が行われている。IAIGは、各国当局により認定され、「適用範囲」、「グループの構造と事業」、「量的要件と質的要件」、「監督上の協力及び連携」、「管轄法」の5つの内容で議論されている<sup>5</sup>。ComFrameの目的は、IAIGを保険グループとして監督するための手法を確立し、監督者間の連携・協調を図ることであり、2013年7月頃までに中身を固めるとしている<sup>6</sup>。

さらに、システムリスクを引き起こしうる「グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）<sup>7</sup>」の選定に向けた作業も行われている。AIGの経験から保険会社のシステムリスクが取り上げられることがあるが、伝統的保険業務にはシステムリスクはないという見方が一般的である。昨年11月にIAISは、保険会社のビジネスモデルは、大数の法則に依拠しており規模が大きくなるとより安定するこ

＜図表 2＞IAIS による保険会社の業務分類

と、保険会社のバランスシートは過去の引受に基づいていること、保険金の支払いは長期間に渡って生じること等から、銀行のビジネスモデルとは異なるという前提に立ち、広範な範囲に渡る保険会社の業務を＜図表 2＞のように分類した。金融保証等の非伝統的保険業務や CDS、CDO の引受等の非保険業務を行っている場合、金融市場の影響を受けやすくなり、システムリスクを増幅させるとしている<sup>8</sup>。

		伝統的 ←	→ 非伝統的
保険業務	引受	・生命保険、損害保険、再保険のほとんど	・最低保証付変額保険 ・モーゲージ保証保険 ・取引信用保険
	投資・資金調達	・ALM目的の投資業務 ・ALM目的のヘッジ ・セキュリティレンディングを含むエクイティ、負債による資金調達	・ALM目的でない投資業務 ・投資ポートフォリオ関連の資産管理業務
非保険業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CDS、CDOの引受</li> <li>・資本市場関連業務</li> <li>・投資銀行業務やヘッジファンド業務を含む銀行業務</li> <li>・第三者の資産管理業務</li> <li>・非金融業務</li> </ul>		

(出典) IAIS 資料より損保ジャパン総研作成

### 3. G-SIIs 選定に向けた市中協議案

本年 5 月、IAIS は、G-SIIs 選定のための評価手法についての市中協議文書<sup>9</sup>を公表した。これは、世界の保険会社グループの中でシステムリスクを引き起こす可能性のあるグループを選定するものである。

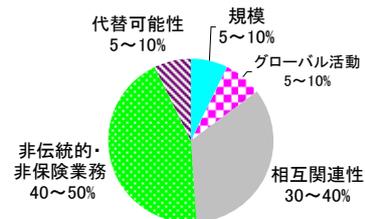
選定にあたり、＜図表 3＞の基準に合致する保険会社（13 カ国 48 社）を対象にデータを収集している。ただし、対象となる具体的な会社名は公表されていない。この 48 社を対象に＜図表 4＞の 5 つのカテゴリーにまたがる指標を用いて、保険会社の経営危機や破綻時にグローバルな金融システム・実体経済に与えるインパクトを定量的に測る指標を定めて評価するとしている。システムリスクを考慮する上で、より重要と考えられる非伝統的・非保険業務に 40～50%、相互関連性 30～40%と高いウェイトが割り振られている。最終的には、FSB と各国当局が IAIS と協議し、足切りラインを設けて G-SIIs が選定される。

＜図表 3＞データ収集の対象保険会社

<ul style="list-style-type: none"> <li>・総資産600億ドル以上 かつ 海外における保険料収入が全体の5%以上</li> <li>・総資産2,000億ドル以上 かつ 海外における保険料収入が全体の5%未満</li> <li>・金融保証業務を行う保険会社(監督上の判断による追加)</li> </ul>
---

(注) 上記3つのいずれかに合致している会社が対象

＜図表 4＞各カテゴリーのウェイト



(注) 規模：総資産、総収入  
 グローバル活動：海外からの収入、活動国数  
 相互関連性：再保険業務、デリバティブ業務等  
 非伝統的・非保険業務：CDS 引受業務等  
 代替可能性：特殊な種目の保険料収入

(出典) IAIS 資料より損保ジャパン総研作成

市中協議は 7 月 31 日に締め切られた。保険業界はジュネーブ協会<sup>10</sup>などを中心に、伝統的な保険業務にはシステムリスクがないという考え方が評価手法に十分反映されていないと指摘している<sup>11</sup>。IAIS は本市中協議を踏まえ、2013 年上半期中に G-SIIs を公表するとしている<sup>12</sup>。選定作業と並行して G-SIIs への規制・監督案も検討されており、9 月には市中協議を行うこととしている。破綻処理関連規制は最速で 2014 年中頃から、その他規制は最速 2017 年中頃から適用されるとしている<sup>13</sup>。

### 4. 最後に

保険事業のグローバル化が進展する中、国際的な規制・監督の枠組み策定が進んでいる。全ての保険会社に適用される ICP は改定され、今後、ComFrame の策定及び G-SIIs の選定といった具体的な内容が開示される。引き続き、動向を注視していきたい。

【研究員 廣岡 知】

- 
- <sup>1</sup> システミックリスクとは、個別の金融機関の支払不能等や、特定の市場または決済システム等の機能不全が、他の金融機関、他の市場、または金融システム全体に波及するリスクのことを言う。
- <sup>2</sup> 2009年に創設された組織。世界主要国・地域の中央銀行や金融監督当局、金融監督当局による国際機関であるバーゼル銀行監督委員会・証券監督者国際機構・保険監督者国際機構、及び国際金融機関であるIMF・世界銀行などが参加しており、日本からは金融庁、財務省及び日本銀行が参加している。
- <sup>3</sup> Global Systemically Important Banks の略称。毎年11月にリストが更新される。
- <sup>4</sup> G-SIBs を重要度に応じて4グループに区分し、この区分に従ってバーゼルⅢの規制水準に自己資本を上乗せするもの。2016年1月1日から段階的に実施され、2019年1月1日から完全実施される見込み。
- <sup>5</sup> “Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups”, International Association of Insurance Supervisors, 1 July, 2011
- <sup>6</sup> 前掲注5
- <sup>7</sup> Global Systemically Important Insurers の略称
- <sup>8</sup> “Insurance and Financial Stability”, International Association of Insurance Supervisors, Nov, 2011
- <sup>9</sup> “Global Systemically Important Insurers: Proposed Assessment Methodology”, International Association of Insurance Supervisors, 31 May, 2012
- <sup>10</sup> 1971年創設のNPO法人で、世界26カ国の保険会社の経営者がメンバーとして名を連ねている。
- <sup>11</sup> “The Geneva Association Response to the IAIS G-SII Consultation”, The Geneva Association, 31 July, 2012  
米国損害保険協会 (American Insurance Association) や国際金融協会 (Institute of International Finance) も選定手法の見直しを求めている。
- <sup>12</sup> 前掲注9
- <sup>13</sup> 前掲注9